

業務指示書

エルサルバドル国東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年4月3日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年4月9日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農産物流改善に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/農産物流通改善）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農産物流通改善に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（エルサルバドル及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 マーケティング計画策定】

- 1) 類似業務の経験：マーケティング計画策定に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（エルサルバドル 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年4月18日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
「第3 業務実施上の条件 8. その他留意事項 (4) 別見積り」に示す以下の経費
・エルサルバドル国内研修
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円 , US\$1 = 102.20
0 円 , EUR1 = 139.84 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期: 4月23日(水) 10:00 ~ 12:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 麹町 209会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/農産物流通改善
マーケティング計画策定

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

40.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年5月1日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
エルサルバドル国東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/農産物流通改善	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(7.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： マーケティング計画策定	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

エルサルバドル共和国（以下、「エルサルバドル」）では、農業はGDPの約12.7%を占めており¹、労働人口の約22%が従事する重要な産業である²。エルサルバドルでは、1979年以降、ゲリラ勢力と政府軍との間で内戦が続いたが、1992年の和平合意後は、帰還兵・帰還難民の経済的自立と農業振興を目的とした農業改革が実施された。そのため土地の細分化が進み、零細農家（農地面積3ha以下で、自給自足のための農業生産を主として行う農家層）が、全農家の約80%を占めている状況にあり³、農村部の貧困層を形成している。その中でも東部地域（ウスルタン県、サン・ミゲル県、モラサン県、ラ・ウニオン県）が、零細農家の割合が高い最貧地域となっている。

同地域は他地域と比較して農業生産性が低いことから⁴、農業・林業分野の技術研究開発と普及を担う国立農牧林業技術センター（以下、「CENTA」）が零細農家の農業生産技術指導による農業生産性向上のための取り組んでおり、近年の同センターの活動により、有機農法や簡易ハウスを用いた栽培技術が普及しつつある。

しかし、未だ市場や技術へのアクセスが限定的であり、そのため多くの零細農家・農業協同組合は、生産物を大手流通業者以外の仲買人⁵に販売し、大手流通業者への販売を通じたスーパーマーケット等への販路を持っていないのが実態である。

このような状況の中、農牧省農業経済局アグリビジネス課は、市場調査等の活動を通じて、農家が大手流通業者やスーパーマーケット等に販路を拡大するための支援を行う役割を担っているが、能力と経験が不足していることから、東部地域の野菜生産農家グループを対象とし、バリューチェーンにおける上流（生産）から下流（卸売、小売等）への販路の構築・強化や、市場のニーズに合致した品質・量の農産物の生産体制強化のための技術協力「東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト」（以下「本プロジェクト」）を日本に要請した。

本プロジェクトは、「経済の活性化と雇用拡大」を重点分野として掲げる我が国の対エルサルバドル国別援助方針に合致する。JICAは2013年8月に詳細計画策定調査団を派遣し、現地調査及び関係機関との協議を行い、技術協力プロジェクトの概要につきエルサルバドル政府農牧省と2014年2月に実施合意文書(Record of Discussion、以下、「R/D」)にて合意に至った。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト

¹ World Bank, World Development Indicators, 2012

² FAO, FAOSTAT, 2012

³ JICA「エルサルバドル国農産品バリューチェーン情報収集・確認調査報告書」、2012年

⁴ 同上

⁵ 現地では「コヨーテ（非正規の仲買人）」と呼称される所得税の納税申告を行っていない個人・事業主であり、市場価格よりも安く農産品を買い取る。

(2) 上位目標

東部地域の野菜生産農家グループの野菜販売による収益性が向上する。

(3) プロジェクト目標

対象野菜生産農家⁶グループ（以下「対象農家グループ」という）の野菜販売による収益性が向上する。

(4) 期待される成果

成果 1：対象野菜生産農家グループ、民間小売業の関係強化を通じて対象野菜生産農家グループの市場適応力が改善される。

成果 2：市場のニーズに応じた生産を行うための有用栽培技術・経営改善手段が対象野菜生産農家グループに採用される。

(5) 活動の概要

【成果 1 に係る活動】

- 1-1 対象農家グループの野菜流通に係る現状を把握するためのベースライン調査を農牧省アグリビジネス課が実施する。
- 1-2 対象農家グループ、スーパーマーケット、農牧省アグリビジネス課職員が農産物流通改善（契約栽培、ブランド化、農民組織化、地産地消の取り組み等を含む）に関する研修を受講する。
- 1-3 研修を受講した農家、スーパーマーケット、農牧省アグリビジネス課職員が、対象農家の農産物流通改善のためのアクションプランを策定する。
- 1-4 研修を受講した農家、スーパーマーケット、農牧省アグリビジネス課職員が、1-3 で策定されたアクションプランを実践する。
- 1-5 研修を受講した農家、スーパーマーケット、農牧省アグリビジネス課職員が、1-4 の活動を通して得られた教訓を整理する。

【成果 2 に係る活動】

- 2-1 農牧省アグリビジネス課が対象農家の野菜生産状況と栽培技術及び経営改善手段の現状に関するベースライン調査を実施する。
- 2-2 対象農家及び東部地域の GENTA 普及所の普及員に対し、栽培技術及び経営改善手段に関する研修を実施する。

(6) 対象地域

⁶ 本プロジェクトでは東部地域の野菜生産農家グループのうち、50 グループを対象とすることとしている。詳細については、5. 実施方針及び留意事項<成果 1 に関する活動実施方針及び留意事項> (1) プロジェクト活動の流れを参照のこと。

エルサルバドル東部 4 県（ウスルタン県、サン・ミゲル県、モラサン県、ラ・ウニオン県）

（7）実施機関

エルサルバドル農牧省（農業経済局アグリビジネス課、国立農林業技術センター）

（8）プロジェクト実施期間

2014 年 5 月から 2018 年 5 月まで（4 年間で予定）

3. 業務の目的

「東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る討議議事録（Record of Discussions : R/D）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2014 年 2 月 4 日にエルサルバドル農牧省と締結した R/D に基づいて実施される「東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うことである。また、コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がエルサルバドル国側関係者の能力向上であることに留意し、「5. 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。コンサルタントは本業務の進捗に応じて「8. 成果品等」に示す報告書等を作成し、エルサルバドル国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

5. 実施方針及び留意事項

5-1. 全体方針及び基本的留意事項

（1）プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの目標達成のための具体的な方法について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について遅滞なく検討し、必要な処置（先方との合意文書の変更⁷等）を取ることにする。

（2）C/P のオーナーシップの確保

技術協力プロジェクトにおいては、業務実施のプロセスにおいていかに C/P の能力

⁷ プロジェクトからの提案を受けた PDM 改訂案へのミニッツ署名などを想定。

を向上させるかが最も重要である。コンサルタントは、相手国側関係機関のオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

(3) プロジェクト運営体制

本プロジェクトでは、G/P 機関を、エルサルバドル農牧省アグリビジネス課、及び国立農牧林業技術センター（以下、「CENTA」）とする。主に成果 1 に関連する活動は農牧省アグリビジネス課を G/P とし、成果 1 の活動の実施により市場ニーズを的確に把握し、それに対応する農産物を生産できるようになることを成果 2 として実施するため、この営農指導・農業経営指導を、CENTA を G/P として実施する。

(4) 合同調整委員会の設立と活用

プロジェクトの効果的・効率的な実施のため、本プロジェクトにおいては合同調整委員会（JCC）を設立することとしている。JCC は農牧省大臣を議長とし、農牧省農業経済局長、CENTA 所長、農牧省アグリビジネス課長、JICA エルサルバドル事務所長、コンサルタントをメンバーとしている。コンサルタントは同委員会の設立及び会合の開催を支援すると共に、メンバーとして同会合に参加する。

JCC はエルサルバドル国側が議長を務め、エルサルバドル国政府の主導で開催されるものの、コンサルタントは必要な支援を行うことが求められる。プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理及び目標の達成度確認等のため、必要に応じて、少なくとも年 2 回同会合を開催する。

(5) 既存のプロジェクト及び調査の情報活用

(ア) 農産品バリューチェーン情報収集・確認調査の情報活用

JICA は 2012 年に「エルサルバドル国農産品バリューチェーン情報収集・確認調査」（以下、「基礎調査」）を実施している。基礎調査においては、エルサルバドル全域のうち、特に東部地域 4 県を重点的な調査対象とし、農産品バリューチェーンに関する情報収集及びその分析を行っている。コンサルタントは、基礎調査の結果を十分に理解し、エルサルバドル東部地域における農産物生産及び市場流通の概要を把握すること。また、農牧省アグリビジネス課及び CENTA が所有する既存の資料をもとに、第 1 年次を実施するベースライン調査において以下の項目に関する分析を行うものとする。

- ア) 東部地域における農家グループ及び農業協同組合に係る制度と実態（登録数、活動内容）
- イ) 普及活動に係る制度とこれまでの実績
- ウ) CENTA 普及所の普及員等に対する研修活動に係る制度とこれまでの実績

(イ) SHEP アプローチの活用

2006年から2009年までケニアにて実施された技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織化計画プロジェクト(SHEP)」及び2010年から実施中の「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト(SHEP UP)」では、市場流通強化のための取り組みとして、農民組織と園芸産業関係者が会し、それぞれの情報を交換しネットワークを拡大することを目指した「お見合いフォーラム」をはじめ、C/P及び農家のインセンティブ向上のための取り組みを考案・実施している。これらの取り組みは本プロジェクトの成果1で取り組む市場適応力の強化に活用できると考えられる。そのため、当該プロジェクトの終了時評価報告書及び「≪SHEP≫アプローチ・ガイドライン」を配布するところ、コンサルタントは同資料を十分に活用すること。

(ウ) JICAの支援による他のプロジェクトの情報活用

本プロジェクトでは、詳細計画策定調査の結果、東部地域生産者から農産物を購入する意思が確認されたスーパーマーケットと、行政と農家グループの流通関係強化を活動の中心としている。東部地域全体の野菜生産者の収益性向上のためには、スーパーマーケットだけではなく既存のローカルマーケットへの農産物販売も考慮すべき点であるものの、プロジェクト投入が拡散することを避けるため現在の想定ではスーパーマーケットへの販売に注力することとしている。

しかしながら、プロジェクト終了後、スーパーマーケットに限らずローカルマーケットを含む東部地域全体への農産物販売による生産者の収益性向上に向け、プロジェクト実施中に、JICAの支援による他のプロジェクトの情報を収集し、スーパーマーケット以外の農産物販路拡大も提案していくことが望ましい。

現在JICAの支援により、エルサルバドル東部地域において「一村一品運動アドバイザー」(2012年～2015年)、「エルサルバドル東部地域観光開発能力強化プロジェクト」(2010年～2014年)を実施中である。これらのプロジェクトでは、エルサルバドル東部地域住民によって生産・制作された各種製品の売り先として移動式の「アンテナショップ」等のローカルマーケットの活用支援を行っている。これらエルサルバドル東部地域開発の経験を本プロジェクトで参考にするため、上記案件の派遣中専門家に積極的にヒアリングし、また報告書入手し最新のローカルマーケットを含む農産物販路拡大に関する情報収集に努め、将来のスーパーマーケット以外の農産物販路拡大を検討し、提案していただきたい。

参考として、「エルサルバドル東部地域観光開発能力強化プロジェクト終了時評価報告書」を配布する。

5-2. 成果1に関する活動実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト活動の流れ

成果1では、対象農家グループの市場適応力の強化のため、次の活動を実施す

ることを想定している。以下に示すアからキまでの一連の活動の流れを「活動サイクル」とし、プロジェクト期間中にこの活動サイクルを3回（それぞれ、「第1活動サイクル」、「第2活動サイクル」、「第3活動サイクル」）実践することを想定している。各活動サイクルは毎回4月（初回は5月）から翌年3月までの1年間とする。

- (ア) 農牧省アグリビジネス課が対象農家グループの選定基準を作成し、選定基準に沿って農家グループを選定する。
- (イ) 農牧省アグリビジネス課による対象農家グループの農家経営に関するベースライン調査を実施する。
- (ウ) 対象農家グループ構成員、スーパーマーケット関係者、農牧省アグリビジネス課職員を対象とした本邦研修を実施し、農牧省アグリビジネス課が主導して対象農家の収益性向上を目標としたアクションプラン（案）〔以下、(2)に詳細を記載〕を作成する。
- (エ) 本邦研修参加者は、エルサルバドル帰国後に本邦研修に参加しなかった農家グループ構成員、スーパーマーケット関係者、農牧省アグリビジネス課職員に対して上記ウにおいて作成されたアクションプラン（案）を説明し、詳細アクションプラン作成のための基本方針として合意する。
- (オ) 上記エで合意された基本方針をもとに、各対象農家グループの詳細アクションプランを作成する。
- (カ) 詳細アクションプランに基づく1年間の活動を農家グループごとに実施する。
- (キ) 1年間の活動終了時には成果報告会を行い、農牧省アグリビジネス課が主導して活動結果のレビューを行う。

第1活動サイクルにおいて対象とする農家グループ数は10グループとし、第2活動サイクル及び第3活動サイクルでは各20グループの合計50グループを対象として活動を実施することを想定している。第1から第3活動サイクルにおいては、異なる農家グループを選定することとする。また、各活動サイクル実施の結果を踏まえ、次の活動サイクルに向けた改善を行うこととする。

(2) 日本における研修の実施及びアクションプランの作成

日本における研修（以下「本邦研修」という）は、対象農家グループ代表者、スーパーマーケット関係者（支店長及び本社調達担当）及び農牧省アグリビジネス課職員を対象として実施する。本邦研修参加者は、日本の事例からスーパーマーケット、農家、全国農業協同組合連合会（JA）及び行政が契約栽培の実践においてどのような役割を担っているか、日本における市場流通の仕組みや契約栽培の実例を学ぶ。それを踏まえて、エルサルバドルの農家、スーパーマーケット、農牧省がどのように連携すれば互恵関係を築けるかを、ワークショップを通して検討し、その結果をアクションプラン（案）にまとめる。アクションプラン（案）は、市場流通改善による対象農家の収益性向上を目的として農家グループ、スー

パーマーケット、農牧省アグリビジネス課がその後1年間に取りべき行動をまとめるものである。例えば、農家がスーパーマーケットに生産物を適正な価格で販売するために3者が帰国後1年間どのような活動をすべきかを具体的に記載する、などが考えられるが詳細なテーマは研修実施の際に決定することとなる。

本邦研修において作成されたアクションプラン（案）は、研修参加者がエルサルバドル帰国後に、研修に参加しなかった第1活動サイクル参加農家、スーパーマーケット関係者、農牧省職員と共有し、各対象農家グループが作成する詳細アクションプラン形成のための基本方針として対象農家グループ、スーパーマーケット関係者、農牧省アグリビジネス課と合意する。合意されたアクションプラン基本方針をもとに、各農家グループは営農サイクルに合わせた1年間の詳細アクションプランを、ワークショップを通じて作成する。

(3) PROPA の経験を活用した普及活動の実施

2008年から2012年まで実施された東部地域零細農民支援プロジェクト（PROPA）では、パンフレットや技術ガイドブック、定期情報誌といった媒体を用いて農業技術の普及を図った。また、PROPAでは「東部地域農業情報システム」の構築と運営強化により、GENTAによる携帯電話及び携帯メールサービスを活用した有用情報の提供を実施している。本プロジェクトの成果1で取り組む市場流通改善においても、市場情報の適時の発信が求められることから、PROPAで構築されたシステムを活用し、携帯電話を用いた情報発信を積極的に取り入れることとする。

5-3. 成果2に関する活動の実施方針及び留意事項

成果2に関する活動は、PROPAの成果活用を基本とし、農業技術開発のために新たな投入は想定していない。したがって、まずはPROPAの成果と協力終了後の技術普及・定着状況を確認したうえで補完的な技術支援を検討することとなる。また、効率的な協力活動実施の観点から、本邦リソースにこだわらず、PROPAでも活用した中南米近隣諸国での在外研修による技術支援も検討したい。

ただし、在外研修の実施の必要性と実施する場合の内容は、現時点では決定が困難であることから、第1年次に実施する現地調査及び本邦研修の結果を踏まえて、第2年次の活動において在外研修の実施有無と、実施する場合の活動内容を決定することとなる。

5-4. その他留意事項

(1) 成果1及び成果2にかかる活動の投入割合（目安）

農家グループの市場適応力改善に関する活動（主として成果1）は、本プロジェクトの基幹をなす活動であり、本プロジェクトで新規に取り組む内容であることから、当該活動に十分な人的・物的投入を行う必要がある。一方で、先述のとおり、農家グ

ループの市場適応力改善を補完するための個別技術の改善(主として成果 2)は、PROPA の成果活用を前提とし既存技術の活用を念頭においている(原則として新規技術研究開発は含まない)ことから、個別技術の改善に対する人的・物的投入は農家グループの市場適応力改善の補完的なものとする。日本側の投入量(人的・物的投入量)としては、農家グループの市場適応力改善(主として成果 1)と個別技術の改善(主として成果 2)の割合が 8:2 程度を想定している。

ただし、この割合はあくまで日本側投入の目安であり、例えば成果 2 に掲げられている経営改善手段の指導は成果 1 にも直接的に貢献するものであることから、成果 1 と成果 2 の活動内容そのものに軽重をつけるものではなく、プロジェクトの主眼が技術開発ではなく農家の市場適応力改善にある点に留意いただきたい。コンサルタントは、この目安をもとに専門家配置及び投入量を検討し、プロポーザルにて提案すること。

(2) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の 2 つの契約期間に分けて実施することを想定する。

(ア) 第 1 年次：2014 年 5 月～2015 年 3 月

(イ) 第 2 年次：2015 年 4 月～2018 年 5 月

このため、第 1 年次契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

ただし、本フェーズ分けの期間については、営農サイクル等を考慮してコンサルタントが適切と考える期間があれば理由とともにプロポーザルにて提案することが可能である。

(3) プロジェクトの中間レビューと終了時評価

JICA は、協力期間の中間時点にあたる 2016 年 5 月頃に中間レビュー調査、協力期間終了 6 カ月前にあたる 2017 年 12 月頃に終了時評価調査を予定している。両調査の実施に際しては、コンサルタントは、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で調査に必要な便宜を供与するものとする。

ただし、両調査の実施時期は、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、変更される可能性がある。また、プロジェクトの進捗状況の確認のため、または実施運営上の予期せぬ課題が発生した場合等に、JICA は随時運営指導調査を実施する。その際には、コンサルタントは JICA が指示する基礎資料のデータを取りまとめる等、同調査の実施に協力する。

(4) 他ドナーに関する参考情報

エルサルバドル東部地域を対象とした他ドナーによる農業分野の支援で現在実施

中のものには、国際農業開発基金（以下、「IFAD」）が実施する「東部地域農村開発近代化プロジェクト（以下、「PRODEMORO」）」（2009年～2015年）が挙げられる。PRODEMOROは本プロジェクトと対象地域を同じくし、農業生産技術指導や生産物集荷場設置等の支援を行っている。そのため、当該プロジェクト関係者と積極的に意見交換を行うこと。

（5）広報

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果をエルサルバドル国民及び日本国民に正しく理解してもらえるよう、また、他ドナーからの理解も得るよう効果的な広報に努めること。そのための方策として、プロジェクト活動の進捗状況及び成果について、①JICA内サイトのウェブサイト（日本語）を更新すること、②定期的に広報誌（スペイン語）を発行して関係者に配布すること、③プロジェクト終了時にはプロジェクト実施による成果を分かりやすくまとめた広報誌（スペイン語）を発行して関係者に配布すること。また、プロジェクトの愛称及びロゴマークを作成し、C/P機関と合意の上で広報活動に活用すること。

6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。以下の業務の内容は、現地、国内作業の区別を記載していない。コンサルタントは、国内、現地作業について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルにて提案すること。

【第1年次契約期間：2014年5月～2015年3月】

(1) ワーク・プラン（第1年次原案）の作成・協議

本プロジェクトに係る詳細計画策定調査報告書（案）、農産品バリューチェーン情報収集・確認調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第1年次原案）（英文、西文）に取りまとめる。

同プラン（原案）を基に、C/P 機関関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

ワーク・プランについては、上記意見交換と以下（2）の作業を踏まえて、同プラン（原案）の修正版を作成し、C/P 機関関係者と協議・意見交換した上で、ワーク・プラン（第1年次）として取りまとめ、合意することとする。

(2) プロジェクト・アプローチの合意

プロジェクトのとるべきアプローチの詳細（プロジェクトで行う本邦研修を踏まえて作成されるアクションプラン等の各活動のフロー、各活動の狙いや位置づけ、各関係者の役割、時期、対象農家グループの選定基準、活動展開のスケジュールと方策等）について、C/P 機関関係者と協議し、合意する。

(3) 対象農家グループの選定方法の合意

第1活動サイクルの対象農家グループの選定方法について、C/P と協議及び合意し、選定する。対象農家の選定においては、スーパーマーケットへの販売意欲を重視して選定する方針であるが、選定の具体的方法（選定条件、決定プロセス等）をプロポーザルで提案すること。

(4) ベースライン調査の実施と対象農家グループの選定

プロジェクトを開始するにあたって、C/P 機関関係者（CENTA 普及員を含む）と以下のベースライン調査をプロジェクト開始後3ヵ月までを目安に実施する。調査は、①上記（3）の選定基準に従った対象農家グループの選定、②PDM に記載の各指標の数値設定及び測定方法の決定、③対象地域における農家グループのインベントリー作成のための組織や活動実態等の把握、④対象地域における農家グループの市場適応力及び農産物生産の技術と知識に係る現状の把握、を目的として実施する。調査のプロセスとしては、プロジェクトの対象農家グループの選定のための調査を行った上で農家グループを選定し、そのグループに属する各農家の営農状況を調べることを想定し

ている。また、東部地域全体の野菜農家に関する情報収集については、農牧省が収集中の各戸ごとの情報及び基礎調査において収集された情報を十分に活用し、大規模な標本調査やデータ分析は行わないものとする。

調査範囲及び調査項目は以下を想定しているが、コンサルタントは具体的な調査範囲及び調査項目をプロポーザルで提案すること。また、ベースライン調査は現地再委託を認める。

調査範囲：東部地域野菜農家及び上記（3）で合意した選定方法に基づいて選定された対象農家グループ

調査項目：

1) 東部地域の野菜生産農家の営農状況に係る調査項目

ア 作物、作付け記録の有無、作物別販売先、販売価格、収支等に関する既存資料の調査及び整理

2) 対象農家グループの選定のための調査項目

ア 農家グループの活動実績、活動頻度、予算規模、行政への登録状況等、上記（3）の対象農家グループの選定基準に沿った項目

イ 共同販売及び共同購入の実施状況

3) 対象農家グループの各農家の営農状況に係る調査項目

ア 世帯情報（人数、就農人数、収入及び収入源、農地面積）

イ 作物、作付け記録の有無、作物別販売先・販売価格・収支等

ウ 農業技術の習得、更新及び活用状況

エ 農薬・肥料の入手及び使用状況、購入価格

オ 市場情報の入手状況

本調査の結果を踏まえ、コンサルタントはPDM₀の指標をC/P機関関係者と協議の上、修正し、PDM₁としてJCCで承認を得る。

（5）本邦研修の実施（アクションプラン（案）の作成）

「農産物流通及び契約栽培」をテーマに本邦研修を実施する。現時点で想定している研修内容は以下のとおりであるが、コンサルタントはプロジェクト目標を踏まえ、具体的な内容、方法、工程、実施機関等をプロポーザルで提案すること。

【本邦研修】

目標：農牧省アグリビジネス課、スーパーマーケット関係者、対象農家グループ代表が、プロジェクトで取り組む市場流通改善及び営農改善のための各種活動について、具体的なイメージを獲得し、1年間の営農活動及び市場流通改善を通して「対象農家の収益向上」という目標を達成するためのアクションプラン（案）

を作成すること。本研修において作成されたアクションプラン（案）は、（6）において各対象農家グループが作成する詳細アクションプラン形成のための基本方針となる。

内容：日本における農産物流通の仕組み、スーパーマーケットと農家実践している契約栽培、契約栽培の実践における行政サービス、農協・生産者団体の活動、市場と生産者のマッチングの取り組み事例の視察、視察を踏まえたアクションプラン（案）の作成

参加者：農牧省アグリビジネス課職員（2名程度）、スーパーマーケット関係者（本社契約担当、支店長を想定。4名程度）、対象農家グループ代表者（4名程度）
合計10名程度

時期及び期間：2014年8月から9月の3週間程度

実施地域：兵庫県普及課、神戸市農政部農水産課等の契約栽培や農商連携の支援を行っている自治体関連部署及びJA、契約栽培を行っているスーパーマーケット及び契約栽培農家、農業改良普及センター、市場関係者を想定している。

コンサルタントは本研修の実施にあたり、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン」に沿って、以下の業務を行う。

- ① 研修日程およびカリキュラムの作成
- ② 講師の手配
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 教材の作成
- ⑤ 研修場所及び必要資機材の手配
- ⑥ 講義・実習・見学の実施
- ⑦ 案件調査票の作成及び要請書（アプリケーションフォーム）の取り付け支援
- ⑧ 実施機関と調整の上で研修員の人選

本研修に係る「受入」及び「監理」はJICAが実施する。

（6）農家グループ毎の詳細アクションプランの作成

エルサルバドル国内において対象農家グループ、スーパーマーケット関係者及び農牧省アグリビジネス課が参加するワークショップを開催し、上記（5）で作成されたアクションプラン（案）を発表し、第1活動サイクルに参加する農家グループごとの詳細アクションプランの基本方針として合意する。合意された基本方針をもとに、ワークショップを通じて各農家グループの1年間の詳細アクションプランを作成する。

（7）GENTA 普及員を対象としたエルサルバドル国内研修の実施

PROPAでは、東部地域GENTA普及員に対する有用農業技術及び経営改善手段に関する技術指導を行った。当該技術指導においては、農業技術に関するガイドブックを12

種、経営改善手段に関するガイドブックを7種作成していることから、本プロジェクトにおいては、まずこれらのガイドブックに記載されている事項が現時点でどの程度普及員に定着しているかを確認する。その上で、第1活動サイクルで実施したベースライン調査及び本邦研修において必要性が高いと判断された項目を中心にエルサルバドル国内での研修を実施し、技術を補完する。普及においては、以下に示す普及・指導プロセスが想定されるが、コンサルタントは、具体的な普及の方法についてプロポーザルで提案すること。

ア 計画

PROPA で導入された技術の GENTA 普及員への定着状況を確認し、普及員に対する定着が不十分であり、かつ、現時点での普及ニーズのある知識と技術を抽出し、エルサルバドル国内での研修を計画する。

イ 普及員向け国内研修の実施

アで普及員向け研修が必要とされた知識・技術についてエルサルバドル国内での研修を実施する。現時点で既存資料やコンサルタントの知見から想定される国内研修を提案し、研修費用及びコンサルタント経費の概算金額を別見積りとする。

(8) 農業技術に関する在外研修実施と技術支援内容の検討

先述のとおり、農業技術支援は PROPA の成果活用を前提としており、新たな農業技術開発のための投入は想定していない。しかしながら、既存技術の定着、普及の状況によっては、補完的な技術支援が必要となる場合もある。そのため、初年度の本邦研修及びベースライン調査の結果を踏まえ、プロジェクト実施中に新しい技術習得の必要があり、エルサルバドル国内研修で対応が困難なものであって、中南米の近隣諸国において研修実施のためのリソースが確認された場合には、在外研修の実施を検討する。在外研修の実施及び研修ニーズは、現時点では想定が困難であることから、第1年次に実施する現地調査及び本邦研修の結果を踏まえて、第2年次において実施の是非と実施する場合にはその内容を提案することとする。在外研修をする場合のコンサルタントの業務（要員配置）は、上記エルサルバドル国内研修分の振り替えを想定している。また、在外研修に関する諸経費は今回の見積りに含める必要はない。

(9) アクションプランに基づいた活動の実施モニタリング

第1活動サイクルの対象農家グループについて、アクションプランに基づいた活動の実施モニタリングを行う。モニタリングでは、各農家グループにおいてスーパーマーケットに農産物を販売するためのアクションプランに沿った活動が適時に行われているかを、農牧省アグリビジネス課が主体となり、スーパーマーケット関係者とともに確認する。アクションプランの実施に遅延や実施困難な状況が確認された場合は、

助言を行うとともに、必要に応じて CENTA 普及所を通じた営農指導を実施する。

(10) 第2活動サイクルのためのベースライン調査実施と対象農家グループ選定
(4)と同じ要領でベースライン調査を実施し、第2活動サイクルの対象グループを選定する。第2活動サイクルでは、20農家グループを選定することとする。

(11) プロジェクト業務完了報告書作成

第1年次契約期間の活動状況をプロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。同報告書は JCC で発表することとする。

【第2年次契約期間：2015年4月～2018年5月】

(1) ワーク・プラン（第2年次原案）の作成・協議

業務計画書（第2年次）に基づき、第2年次の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第2年次原案）（英文・西文）を作成し、C/P 機関関係者と協議、意見交換し、第2年次の活動内容をワーク・プランとして合意する。

<成果1にかかる活動>

(2) 第1活動サイクルに関連する活動

(ア) 活動報告会の実施

第1活動サイクルの終了3ヵ月前を目途に、第1活動サイクル対象農家グループの中間活動報告会を開催する。本報告会には、対象農家グループ、スーパーマーケット関係者、農牧省アグリビジネス課職員が参加し、アクションプランに沿った活動の実施経過を農家グループ毎に発表し、活動サイクルの残り期間の活動について必要に応じて助言を行うとともに、農家グループ間及び農家グループとスーパーマーケット関係者との意見・情報交換の場とする。本報告会には第2活動サイクルの対象農家グループも参加することとし、プロジェクトで実施する活動に対するイメージを持ってもらう。

(イ) 第1活動サイクル対象農家グループの活動モニタリング

第1活動サイクルの対象農家に対し、以下の項目に関する調査を行う。スーパーマーケットへの農産物の販売が滞っている等の課題が確認された場合には必要に応じて助言を行う。

ア 継続してスーパーマーケットに農産物を販売しているか

イ スーパーマーケット以外の販売先（仲買人等）に農産物を販売している場合、販売価格が活動サイクル実施前よりも改善されているか

(3) 第2活動サイクル対象農家グループを対象とした活動の実施

第1年次及び第2年次(2)の活動と同様に、以下の活動を第2活動サイクル対象農家グループ向けに実施する。

- (ア) 本邦研修の実施とアクションプランの作成
- (イ) アクションプランに基づいた活動の実施モニタリング
- (ウ) 活動報告会の実施
- (エ) 活動サイクル終了後の活動モニタリング

(4) 第3活動サイクル対象農家グループを対象とした活動の実施

第2年次(3)と同様に、第3活動サイクル対象農家グループを対象とした以下の活動を実施する。

- (ア) ベースライン調査の実施と対象農家グループ(20グループ)の選定
- (イ) 本邦研修の実施とアクションプランの作成
- (ウ) アクションプランに基づいた活動の実施モニタリング
- (エ) 活動報告会の実施
- (オ) 活動サイクル終了後の活動モニタリング

<成果2にかかる活動>

(5) GENTA普及員を対象とした技術普及活動の実施

第1年次と同じ要領で、GENTA普及所の普及員を対象に、技術普及活動を実施する。第1年次の結果を踏まえて、必要に応じてエルサルバドル国内研修の実施方法を改善すること。

在外研修については、現時点で研修の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積もりを行うことが困難である。このことから、今後、業務の具体的内容が固まった際に契約変更等により対応することとするため、見積りする必要はない。

在外研修を実施する場合、コンサルタントはその実施にあたり、以下の業務を行う。

- ① 研修日程およびカリキュラムの作成
- ② 講師の手配
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 教材の作成
- ⑤ 研修場所及び必要資機材の手配
- ⑥ 講義・実習・見学の実施
- ⑦ 実施機関と調整の上で研修員の人選

在外研修に係る「受入」及び「監理」はコンサルタントが実施する。

(6) エンドライン調査

ベースラインで調査した項目について、全対象農家グループを対象としたエンドライン調査を実施し、その内容を分析する。エンドライン調査については、現地再委託

を可とする。分析結果については、JICA が実施する終了時評価に活用できるように、調査実施時期を JICA 農村開発部及び JICA エルサルバドル事務所と協議すること。

(7) プロジェクト業務完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を、プロジェクト事業完了報告書として取りまとめる。同報告書は JCC で発表することとする。

7. 機材の調達及び調達支援

プロジェクトの実施に必要と判断される機材は、原則として現地にて調達する。資機材の仕様については C/P 機関と協議の上、決定するものとする。

(1) 機材の調達

コンサルタントは、プロジェクトの実施にあたってプロジェクト・オフィスの整備に必要な以下の機材を「受託団体向け機材調達ガイドライン」に沿って調達する。これらはプロジェクトのローカルスタッフ等が使用することを想定している。

- ・コピー機 (A4 及びレターサイズ横 20 枚/分程度、カラー対応でエルサルバドルでの維持管理が容易な機種とする) 1 台
- ・プリンタ (家庭で使用するレベルで、A4 及びレターサイズ、インクジェット、スキャナ、FAX 機能内蔵とする) 1 台
- ・UPS (電圧安定化機能が標準装備されており、エルサルバドルでの維持管理が容易な機種とする) 2 台

コンサルタントは、現地の状況を踏まえ、上記機材の適切な仕様を作成し、JICA の承認を得た上で、調達を行う。納入場所は、サンサルバドルの農牧省 (アグリビジネス課) とする。

(2) その他プロジェクト実施に必要と判断される機材

その他にコンサルタントが活動に必要と考える機材については、プロポーザルに①機材名、②数量、③基本的仕様 (または参考銘柄)、④見積価格、⑤現地調達の可否、⑥用途、⑦必要と判断される理由を記載すること。最終的に調達が必要と判断される機材は、JICA の指示に基づきコンサルタントが調達する。

なお、コンサルタントが日常業務に使用するコンピュータ等は契約に含めることは認めない。

(3) 留意点

貸与機材については、コンサルタントが管理を行い、プロジェクト終了後に JICA と協議の上、C/P 機関に引き渡すものと JICA エルサルバドル事務所で保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。

8. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は、第1年次はプロジェクト業務完了報告書（第1年次）、第2年次はプロジェクト業務進捗報告書（第2年次その1）（中間成果品）、プロジェクト業務進捗報告書（第2年次その2）（中間成果品）、プロジェクト業務完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付するものとする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1年次	業務計画書（第1年次） （共通仕様書の規定に基づく）	2014年5月中旬	和文：3部
	ワーク・プラン（第1年次）	2014年7月中旬	英文：3部 西文：3部
	プロジェクト業務完了報告書 （第1年次）	2015年2月下旬	和文：5部 西文：25部 CD-R：3枚
第2年次	業務計画書（第2年次） （共通仕様書の規定に基づく）	2015年4月上旬	和文：3部
	ワーク・プラン（第2年次）	2015年6月上旬	英文：3部 西文：3部
	プロジェクト業務進捗報告書（第2年次その1）（中間成果品）	2016年6月上旬	英文：3部 西文：3部 CD-R：3枚
	プロジェクト業務進捗報告書（第2年次その2）（中間成果品）	2017年6月上旬	英文：3部 西文：3部 CD-R：3枚
	プロジェクト業務完了報告書	2018年4月上旬	和文：5部 西文：25部 CD-R：3枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア ワーク・プラン記載項目（案）

- (ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- (イ) プロジェクト実施の基本方針
- (ウ) プロジェクト実施の具体的方法
- (エ) プロジェクト実施体制（JGC の体制等を含む）
- (オ) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- (カ) 業務フローチャート
- (キ) 詳細活動計画（WBS [Work Breakdown Structures] 等の活用）
- (ク) 要員計画
- (ケ) 先方実施機関便宜供与負担事項
- (コ) その他必要事項

イ プロジェクト業務進捗報告書／業務完了報告書記載項目（案）

- (ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- (ウ) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- (エ) プロジェクト目標の達成度（中間評価・終了時評価結果の概要等）
- (オ) 上位目標の達成に向けての提言
- (カ) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文又は西文でも構わない。）

- a PDM（最新版、変遷経緯）
- b 業務フローチャート
- c 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- d 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- e 研修員受入れ実績
- f 供与機材・携行機材実績（引渡しリスト含む）
- g 合同調整委員会議事録等
- h その他活動実績

注）イ（オ）及び f の引渡しリストは完了報告書のみ記載

（２）技術協力成果品等

コンサルタントが直接もしくはコンサルタントが C/P を支援して作成する以下の資料を成果品として提出する。技術協力成果品については契約業務の成果品とする。

なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア ベースライン調査報告書
- イ エンドライン調査報告書

- ウ 各種研修教材（本邦研修において使用された市場流通改善のための研修教材（収集資料及びその翻訳を含む）、エルサルバドル国内での農業技術研修時に作成したテキスト、新規に導入された農業技術に関するマニュアル等）
- エ プロジェクト成果広報資料（プロジェクト終了時にプロジェクトの成果を西文で分かりやすくまとめたもの）

（3）業務月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。また、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2014年5月に開始し、以下の2つの期間に分けて実施することにより、約48ヵ月後の終了を目処とする。

- （1）第1年次：2014年5月～2015年3月
- （2）第2年次：2015年4月～2018年5月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

- ア 全体 約 89M/M
- イ 第1年次 約 25M/M

（2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は下記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、下記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

なお、本業務従事者は以下に該当することが望ましい。

- ・ 中南米地域での業務経験を有する者
- ・ 語学力（西語）を有する者

- ア 総括／農産物流通改善 (2号)
- イ マーケティング計画策定(3号)
- ウ 有用栽培技術及び普及
- エ 業務調整／アクションプラン実施支援

3. 相手国の便宜供与

JICAが2014年2月4日にエルサルバドル政府と締結したR/Dに基づく。

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供

4. 配布資料

(1) 「東部地域零細農民支援プロジェクト」終了時評価報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&ibId=1000004392>)

(2) 「エルサルバドル国農産品バリューチェーン情報収集・確認調査」報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&ibId=1000010176>)

(3) 本プロジェクト R/D、M/M

(4) 本プロジェクト 詳細計画策定調査報告書 (案)

(5) ケニア共和国 小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト(SHEP)終了時評価調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&ibId=1000009284>)

(6) ≪SHEP≫アプローチ・ガイドライン

(7) 「エルサルバドル共和国 東部地域観光開発能力強化プロジェクト終了時評価報告書」

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013537.html>)

5. 輸出管理

本契約において調達する機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行なうものとする。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

(1) ベースライン調査 調査範囲及び主な調査項目は「6. 業務の内容【第1年次契約】(4)ベースライン調査の実施と対象農家グループの選定」に記載した内容を想定しているが、コンサルタントは本プロジェクト終了後もエルサルバドル側のみで継続的に実施できるよう、調査は簡便に行える方法を検討し、プロポーザルで提案を行う。

(2) エンドライン調査

エンドライン調査の調査項目に関しては、ベースライン調査の結果を踏まえ、JICAとの協議の上、第2年次の契約締結前に仕様を確定する。したがって、見積もりはプロポーザルには含めない。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等につき、具体的な提案を行うこと。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意し、JICA エルサルバドル事務所、在エルサルバドル日本大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

8. その他留意事項

(1) プロジェクトの協力期間と契約期間

本プロジェクトの協力期間は、4年間（48ヶ月）としているが、本業務指示書による契約期間の第1年次は11ヶ月を想定している。

(2) 直接人件費単価について

直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>

(3) 本邦研修の実施に係る経費

本邦研修の実施に係る経費については、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン」に基づき見積もること（同ガイドライン「5. 研修実施経費」(P8～P13) 参照）。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>

(4) 別見積り

プロポーザルにおいて、エルサルバドル国内研修に係る経費については現時点で作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積もりを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示することとする。算出根拠は概算で構わない。

(5) 「緑の未来協力隊」に関連する活動について

本案件の専門家は、日本国政府の施策「緑の未来協力隊」(※)のひとつとして位置づけられる。専門家としての活動自体は通常の技術協力と同様であるが、「緑の未来協力隊」への趣旨を理解し、緑の未来協力隊ホームページへの活動記録の公表等、広報活動について協力を行う(右協力の有無による契約金額等の変動はない)。

※緑の未来協力隊：日本政府は、平成24年6月の国連持続可能な開発会議(リオ+20)での玄葉大臣の政府代表演説の中で、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの3本柱を中心とする貢献策「緑の未来」イニシアティブを発表。グリーン経済への移行のための具体的支援の一環として、今後3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成して途上国の人づくりに協力することを表明した。

緑の未来協力隊ホームページ：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/mmk/index.html>

以上